4　第百四条、第百七条、第百八条、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局（みなしプラン局を除く。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

5　前各項の規定にかかわらず、第百四条から第百十五条までの規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の業務に用いられる放送設備について適用しない。

（臨時目的放送）

第百二十一条　第百十六条から前条までの規定にかかわらず、前目の規定は、臨時目的放送の業務に用いられる放送設備について適用しない。

第三目　衛星基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

第百二十二条　第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2　第百五条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる中継回線設備について適用しない。

3　第百五条第二項、第百六条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる地球局設備について適用しない。

4　第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

5　前各項の規定にかかわらず、第百四条から第百十五条までの規定は、衛星基幹放送のうち、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の業務に用いられる放送設備について適用しない。

第四目　移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

第百二十三条　第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2　第百五条第二項、第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）について適用しない。

3　第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

4　第百五条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

第二款　設備の報告等

（放送の停止等の報告）

第百二十四条　法第百十三条及び第百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）　別表第二十四号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備　別表第二十五号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備　別表第二十六号の様式

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第六までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一　放送対象地域において自己に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより放送を行う基幹放送局（以下この条において「中継局」という。）の無線設備（当該中継局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第六までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一　中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

4　コミュニティ放送に係る重大な事故は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

一　法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

三　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

5　前各項の規定は、臨時目的放送、試験放送（別表第五号の第九号(3)の試験放送をいう。）及び衛星試験放送（同号(4)の衛星試験放送をいう。）に係る重大な事故については、適用しない。

（立入検査の身分証明書）

第百二十六条　法第百十五条第三項及び第百二十四条第二項の証明書は、別表第二十七号の様式によるものとする。

（設備に関する報告）

第百二十七条　認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年四月から各六箇月までの期間ごとにその期間中における基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備　別表第二十八号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備　別表第二十九号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備　別表第三十号の様式

第六節　外国人等の取得した株式の取扱い

（上場されている株式に準ずる株式）

第百二十八条　法第百二十五条第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を発表するものとして登録された株式とする。